

みなかみ町たくみの家（木工の家）指定管理者仕様書

1 趣旨

この仕様書は、みなかみ町たくみの家条例（平成18年3月28日条例第30号。以下「条例」という。）及び同施行規則に定めるものの外、指定管理者が行う業務の詳細について定めることを目的とする。

2 対象施設の概要

- (1) 名称：みなかみ町たくみの家（木工の家）（以下「木工の家」という）
- (2) 所在地：みなかみ町東峰15番地1
- (3) 建物概要：木造平屋建て 35.61㎡
敷地面積：187.75㎡（駐車場）
- (4) 施設概要：木工工芸体験及び展示販売施設
湯沸室、トイレ、駐車場（約10台）

3 管理運営に関する基本的な考え方

- (1) 施設利用者の平等を確保する。
- (2) 施設利用者に対しては、親切丁寧を旨とし、対応に十分注意する。
- (3) 施設利用者の安全確保を第一とする。
- (4) 施設の効率的・弾力的運営を行う。
- (5) 利用状況の適否等につき監視するとともに、不審者や徘徊者等の発見及び排除に努める。
- (6) 施設、工作物及び備品等について定期的に点検し、修理や取替え等について適切な措置を講じる。
- (7) 適切な広報を行うなど、施設の利用促進を積極的に図る。
- (8) 施設利用者にとって快適な施設であることに努める。
- (9) 魅力ある事業を実施し、施設利用者サービスの向上に努める。
- (10) 個人情報の保護を徹底する。
- (11) 情報公開を積極的に推進する。
- (12) 指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定等を作成する場合は、みなかみ町と協議を行う。
- (13) 災害時緊急時の体制を確保する。

4 管理の基準

- (1) 施設の休業日等
施設の休業日及び開館時間等については、指定管理者が、町民サービスの向上、利用者の利便性の向上を考慮し、町長の承認を得て、決定することができる。
- (2) 利用の制限
条例第5条に規定するとおり、木工の家の利用を制限することができる。
- (3) 個人情報の取り扱い
個人情報の取り扱いについては、みなかみ町公の施設における指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成17年10月1日条例第61号）第10条の規定を遵守すること。

5 法令等の遵守

木工の家の管理運営に当たっては、次の各号に掲げる法令を遵守しなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 労働基準法（昭和22年法律第49号）ほか労働関係法規
- (3) 条例及び同施行規則
- (4) みなかみ町公の施設における指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年10月1日条例第61号）及び同施行規則
- (5) みなかみ町個人情報保護条例（平成17年10月1日条例第6号）及び同施行規則
- (6) その他管理運営に適用される法令で、指定管理期間中、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を仕様とする。なお、改正に伴い、費用が発生する場合は、協議により指定管理料を改定するものとする。

6 業務内容

- (1) 木工の家の事業の運営に関すること

ア 業務

- ① 木工の家の事業計画書により実施すること。
- ② 地場手工芸の実演。
- ③ 手工芸の研究開発とその伝承。
- ④ 地場手工芸作品の展示と販売。
- ⑤ その他経済活性化に関すること。
- ⑥ 利用者のニーズに係る有効な調査を実施し、事業の計画及び実施に反映させることができる。
- ⑦ 経理業務・受付業務・帳簿作成業務・その他体制の整備に必要な業務を実施すること。

- (2) 利用の制限(条例第5条)

指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、木工の家の利用を制限することができる。

- ア 公の秩序又は善良な風俗をみだすおそれがあると認めるとき。
- イ 施設及び設備等を損傷するおそれがあると認めるとき。
- ウ その他施設の管理上支障があると認めるとき。

- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること

- ア たくみの家の施設及び設備器具の維持保全に関すること。
- イ 施設、敷地内及び駐車場等の維持管理に関すること。
- ウ 防火管理に関すること。
- エ その他、施設の維持管理上必要とする業務。
- オ 施設の維持管理に要する必要経費は、指定管理者の負担とするものとする。
- カ 1件50万円以下の修繕等は、指定管理者が負担するものとする。
- キ 1件50万円を超える修繕費が見込まれる場合は、みなかみ町と指定管理者との間で協議するものとする。

- (4) 施設等の清掃、整頓その他環境整備に関すること

- ア 施設内定期清掃及び除草等。
- イ 駐車場、進入路等の清掃及び除草並びに樹木の剪定。

- ウ その他、必要な業務。
- (5) 利用料金に関すること
 - ア 利用料金（受講料又は指導料）の徴収に関する業務を行うこと。
 - イ 利用料金の減免、利用料金の還付に関連する業務を行うこと。
 - ウ 利用料金は、指定管理者に収受させるものとする。
- (6) 賠償責任保険に関すること
 - 営業に係わる賠償責任保険は、指定管理者が加入するものとする。
- (7) 利用者の安全の確保に関すること
 - ア 利用者の安全対策、監視体制等について、万一に備えること。
 - イ 緊急対策、防犯・防災対策等の安全を確保するため、万一に備えること。
 - ウ 事故等が発生した場合、みなかみ町と協力して速やかに必要な措置を講ずるとともに、事故の原因調査にあたること。
- (8) 個人情報保護に関すること
 - 個人情報保護の大切さを周知・徹底し、万一これが漏洩等した場合の対策を講じること。
- (9) 業務報告に関すること
 - ア 年度終了後、60日以内に事業報告書を提出すること。
 - イ 毎月終了後、利用状況等を翌月10日までに提出すること。
 - ウ その他、みなかみ町が必要とする報告書を提出すること。
 - ・ 毎月終了時報告書
 - ①木工の家利用料納付明細
 - ②木工の家利用料免除・減免明細
 - ③木工の家利用料の減免による使用状況について（報告）
 - ④木工の家施設別利用者数調査表
 - ⑤木工の家教室実施回数・参加数
 - ・ 毎年度終了時報告書
 - ①木工の家の管理運営業務に伴う事業報告一式
- (10) 飲食物及び物品等の販売業務に関すること
 - 木工の家内において、飲食物及び物品等の販売をする場合には、事前に町長の許可を得ること。
- (11) その他管理運営に関し必要な業務
 - 必要な許認可等の取得、監督官庁への届出業務等を必要に応じて行うこと。

7 立入検査について

みなかみ町は必要に応じ、施設、物品、各種帳簿等及び管理運営について実地検査を行うことができる。

8 備品の所有権

指定管理者に貸付ける備品等については、みなかみ町の所有とし、その使用及び保管は十分に注意すること。備品の設置場所を変更する場合はその都度みなかみ町に報告すること。指定管理者自らが、購入・搬入し保管を要する備品等については、指定管理者の所有とする。ただし、その都度みなかみ町に報告すること。

9 業務の引継ぎ等

- (1) 指定管理者は本業務の終了（地方自治法（昭和22年法律67号）第244条の2第11項の規定により指定を取消された場合を含む。）に際し、みなかみ町又はみなかみ町が指定する者に対し引継ぎ等を行わなければならない。
- (2) 指定管理者は、協定期間の開始前に、管理運営に必要な準備を自らの費用負担により行うこと。

10 リスク分担

施設の管理運営に伴うリスク分担については、別紙「木工の家指定管理者に係るリスク分担表」に定めるとおりとする。

11 協議

指定管理者は、この仕様書に規定するほか、指定管理者の業務の内容及び処理について、疑義が生じた場合はみなかみ町と協議し決定すること。